

健感発 0108 第 1 号
平成 25 年 1 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



「ワクチン接種緊急促進事業実施要領」の解釈について

予防接種行政の推進につきましては、平素より多大な御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 12 月 20 日付け健発 1220 第 1 号、薬食発 1220 第 1 号厚生労働省健康局長及び医薬食品局長連名通知『「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」の一部改正について』にて、ヒブワクチンの追加接種時期の改正を通知したところですが、下記の疑義照会があったので、その取扱いについてお知らせします。

記

照会内容

これまでヒブワクチンの追加接種は、初回接種終了後概ね 1 年の間隔で接種することとされていたが、平成 24 年 11 月 14 日以降は、初回接種終了後 7～13 か月の間に接種することと変更された。市町村によっては、13 か月を超えるものも「概ね 1 年」として認め、既に周知しているところもあり、今回の通知改正により急に 13 か月を超えて追加接種を行うことは認められないこととなると、被接種者への周知が間に合わないことが考えられるが、どのように取り扱えばよいか。

回答

ヒブワクチンの追加接種については、平成 24 年 11 月 14 日以降は、初回接種終了後 7～13 か月の間に接種することとしているが、既に改正前の通知に基づき追加接種の予約を行っている場合等、やむを得ない場合は、13 か月を超えて追加接種を行う場合も基金事業の対象とすることとして差し支えない。